平成２４年（フ）第２７号
茨城県つくば市松野木117－６
債務者　近藤惠美子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野708番地４、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野1741番地７
債務者　坂戸　　登
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
埼玉県春日部市備後東１丁目12番７号　エスポワール春日部105号
債務者　水野　惣一
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
埼玉県八潮市大字２丁目919番地５　グリーンパーク第９八潮605号室
債務者　小倉　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
埼玉県草加市新善町５番地７
債務者　三原　宣晃
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
千葉市若葉区愛生町142番地の８
債務者　天野由佳里
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０９号
千葉県船橋市習志野台２丁目22番19号　コーポクラタ205号
債務者　小林　福治
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３５号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区14棟601号
債務者　武藤　綱子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７８号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番８棟202号
債務者　大野マサ江
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
千葉県成田市台方628番地２
債務者　小倉　正年
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１号
千葉県袖ケ浦市蔵波台２丁目22番地３
債務者　村上　健一
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２９４６号
名古屋市西区大野木５丁目223番地の１
ラ・バレンシア202号、旧住所名古屋市中区葵２丁目13番30号　ＡｍａｒｅＡｏｉ305号
債務者　池田しのぶ
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５９号
名古屋市中村区椿町19番７号　チサンマンション椿町203号
債務者　二村　金光
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３４号
名古屋市中川区万場２丁目608番地の１　メゾン幸101号
債務者　福井　裕之
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３号
岡山県倉敷市真備町川辺2080番地26
債務者　満丸　博美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３１２６号
札幌市白石区北郷３条３丁目10番13号　コーポ渡辺１号
債務者　山田　忠昭
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４号
札幌市中央区宮の森３条３丁目１番20号　グリーンコーポ宮の森301号
債務者　安藤　　栄
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部